

陸上自衛隊勝田駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書を持って申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納 期	見積書 提出期限	見積合せの 日時	防衛省競争 参加資格	決定方式	製品指定
1	自動車ガソリン, 2号	陸上自衛隊 勝田駐屯地	令和8年7月31日	令和8年7月15日 09時30分	令和8年7月15日 10時00分	資格の有無 を問わない。	総品目総額	有

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒312-8509
茨城県ひたちなか市勝倉3434
契約機関名 陸上自衛隊施設学校 総務部会計課契約班 (担当:小沼)
電 話 029-274-3211 (内線:274)
直通 FAX 029-271-3130
電子メール : fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト 一連番号	OC第95号
---------------	--------

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1	自動車ガソリン, 2号	仕様書のとおり	KL	1			
合 計(税 抜)							
納入(履行) 場所		陸上自衛隊 勝田駐屯地	納 期 (履行期限)		令和8年7月31日(金)		
契約保証金		(免除)	入札(見積)書有効期間				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官陸上自衛隊施設学校
会 計 課 長 村川 穰二 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

市場価格調査

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	自動車ガソリン, 2号	仕様書のとおり	KL	1		
合 計(税 抜)						

※ 物品については流通価格の記載をお願いいたします。

提 出 期 限：令和8年7月14日(火)10時00分

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号：6KV01A90022

陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
自動車ガソリン， 2号（バルク）			
		作 成	令和8年7月6日
		変 更	
		作成部隊名	総務部管理課補給班

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊勝田駐屯地において、車両用燃料として使用する自動車ガソリン， 2号について規定する。

2 燃料の規格

J I S K 2202 自動車ガソリンによるほか、防衛省仕様書「自動車ガソリン」（D S P K 2204 E）による。

3 納入場所

茨城県ひたちなか市勝倉3433、陸上自衛隊勝田駐屯地（燃料スタンド）

4 数量

1KL

5 納期

令和8年7月31日までとする。

6 出荷条件

- タンクローリーによる納入とする。
- 納期までの間、一括納入又は分割納入とする。
- 納入時間は午前8時30分～午後16時30分の時間内に納入

7 一般事項

- 契約業者は、契約締結後、速やかに納入日時を調整する。
- 契約業者は、納入にあたり駐屯地内の許可された場所以外には立ち入らないものとする。
- 契約業者は、本仕様書で疑義を生じた場合は検査官と調整するものとする。

8 調整・連絡先

陸上自衛隊施設学校総務部管理課補給班 老沼2曹（内線309）

防衛省仕様書改正票

D S P
K 2204E(2)

自動車ガソリン (GASOLINE, AUTOMOTIVE)

制定 昭和47年4月13日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2204E(自動車ガソリン)についてのものであり、D S P K 2204E(1)を含め累積記載されている。この改正票は、D S P K 2204Eと併用される。

1.4 a) を次のように改める。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン
J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表
N D S Z 0001 包装の総則

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5 その他の指示を次のように改める。

5 その他の指示

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15 °C)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 5.2 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書

自動車ガソリン

(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

D S P
K 2204E
制定 昭和 47. 4. 13
改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
1号	9130-161-8672-5	バルク	J I S K 2202の1号のもの。
	9130-161-8673-5	ドラム	
2号	9130-299-0124-5	バルク	J I S K 2202の2号のもの。
	9130-299-0125-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 自動車ガソリン 1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン

J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

a) 1号は、J I S K 2202の1号による。

b) 2号は、J I S K 2202の2号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2202によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

2.

K 2204E

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。